



那総防第 126 号
令和 2 年 10 月 21 日

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会
会長 知念 聡 様

那覇市長 城間 幹子



水害ハザードマップに関する宅地建物取引業協会会員への周知について（依頼）

仲秋の候、貴殿におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本市防災行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和 2 年内閣府令・国土交通省令第 2 号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 11 条第 1 号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年 8 月 28 日より施行されております。

つきましては、当該事項について宅地建物取引業者の皆様よりお問い合わせが多くなってきていることから、本市のホームページ上に掲載されている水害ハザードマップについて下記のとおり、概要をまとめましたので、貴協会会員の皆様への周知についてご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 掲載場所 （1）那覇市ホームページ （2）那覇市上下水道局ホームページ
※どちらも同じ内容で掲載

2 検索方法

（1）上記ホームページより「水害ハザードマップ」と入力し検索する。

（2）水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを選択

※洪水については、沖縄県河川課の許可のもと、掲載しております。

※「高潮」につきましては、那覇市ホームページの「なはMAP」から住所
地番検索も可能です。

問い合わせ先 那覇市総務部 防災危機管理課 担当：与座、嘉手苺 電話番号 098-861-1102 FAX 番号 098-862-0614 E-mail 56030risa@city.naha.lg.jp
